※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

新型コロナウイルス感染症等感染予防のための家庭ごみ排出方法

一人ひとりが気を付けて家庭ごみを排出することにより、皆さまの大切なご家族だけでなく、ごみ・資源物を扱う廃棄物処理業務に従事する方々の感染予防にも繋がります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※この面に掲載されているQRコードは、市ホームページ内の関連情報またはごみ分別辞典（ごみサク）ウェブサイトのリンクです。
詳細をご覧になる際は、スマートフォンやタブレット端末などでQRコードを読み取って、ご覧ください。

心がけていただきたい５つのこと

- その１ ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう
- その２ ごみ袋の空気を抜いて出しましょう
- その３ 生ごみは水切りをしましょう
- その４ 普段からごみの減量を心がけましょう
- その５ 分別・収集ルールを確認しましょう

分別に迷った時はごみ分別辞典を活用

ごみの分別を調べたい時は、ごみ分別辞典（ごみサク）をご利用ください。ごみサクは、ごみの分別方法をパソコンやスマートフォンから簡単に検索できるウェブサイトです。品目名が50音順に表示されているほか、品目名を入力すると、分別方法や出し方などが表示されます。

右QRコードを読み取ると、「ごみサク」をご覧になれます。

マスクなどの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症対策として、使用したマスクやティッシュは、市指定の燃やせるごみの袋に入れて捨ててください。容器包装プラスチックの指定袋や古紙・古布などの資源物として出さないようにお願いします。

ごみに直接触れない、袋はしっかり縛って封をする、ごみを捨てた後は手を洗うことが大切です。路上などへのポイ捨ては絶対にやめましょう。

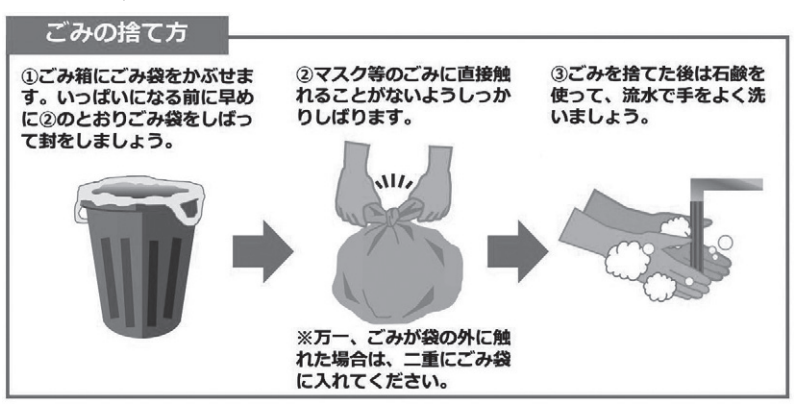

環境省ホームページより

ペットボトルなどの飲料容器の捨て方

飲料容器については、物の表面に付着したウイルスは時間の経過とともに壊れるとされていることから、飲み終えてから水洗いをし、１週間程度待ってから捨てるようお願いします。

ごみの捨て方は、冊子「生活ごみと資源物の出し方」をご確認ください。同冊子は、市政情報コーナーのラック（市役所１階）、ごみ対策課（八幡町２－10－10）に配架しているほか、市ホームページ（右QRコード）からもご覧になれます。

都環境局ホームページより

ごみ行政に関するお知らせ

◆ボランティア袋の配布について

市では、個人や自治会などの各種団体がボランティア活動として道路や公園などの公共施設を清掃した際にご利用いただける「ボランティア袋」を配布しています。

申請は、ごみ対策課（八幡町２－10－10）のほか、公園を清掃する場合は環境政策課（市役所５階）、道路を清掃する場合は管理課（同５階）で申請することができます。

◆資源集団回収をはじめてみませんか

市では、紙類・布類・アルミ缶を回収している市民団体に対して、それぞれ１kgあたり９円の資源集団回収報奨金を交付しています。

市内在住者で構成する団体であれば、自治会や子ども会などに限らず、近所の気が合う方の集まりなど、どのような団体であっても申請できます。申請時には名簿や規約など、団体の存在が確認できるものを提示してください。

再資源化の推進だけでなく、地域のつながりを強めることもでき、報奨金を受け取ることができる制度ですので、ぜひご活用ください。

※報奨金の申請は毎年２月と８月の２回受け付けます。

◆生ごみ処理機器購入費助成金について

市では、ごみ減量対策の一環として、生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした減量化処理機器の購入に対して、助成金を交付する制度を設けています。

【助成対象】市内在住で、生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置する方

※機器の処理能力により、助成額が異なります。

申し込みは土曜・日曜日、祝日と正午～午後１時を除く午前８時半～午後５時に、必要書類などを持参の上、ごみ対策課（八幡町２－10－10）または環境政策課（市役所５階）へ。

◆ごみ集積場跡地の売却について

家庭ごみの全品目戸別収集（小型廃家電類を除く）に伴い、使用しなくなったごみ集積所の跡地について、跡地に隣接する土地を所有している方を対象に売却しています。

手続きの詳細はごみ対策課☎473・2117へお問い合わせください。

【売却対象者】購入を希望する跡地に隣接する土地を所有する方

【売却除外地】次の①または②に該当する跡地は、売却を実施しません。
①ごみ収集に伴う一時積み替え保管場所や公共用地としての活用をする跡地②マンホールなどが存在する跡地

【売却価格】固定資産税路線価を基礎として、狭小性に応じた減価率を乗じた上で、工作物の撤去費用を差し引いて算出します

【引渡形態】現状有姿での引き渡しとなります

【案内書について】土曜・日曜日、祝日を除く午前９時～午後５時（正午～午後１時を除く）に、ごみ対策課（八幡町２－10－10）で配布しているほか、市ホームページからも取得できます

◆ご家庭での食品ロスの削減にご協力ください

食品ロス（まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品）の約半数は家庭から発生しています。長期間保存可能な食材は冷蔵庫の奥にしまわれることが多く、気付かないうちに期限切れとなり無駄にしてしまいがちです。日ごろから食べ物の食品の賞味・消費期限を把握して、必要なものだけを買うようにしましょう。

市民の皆さまのご家庭でも「もったいない」について考えると共に、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

◆ご自宅で使用した注射針（在宅医療廃棄物）について

収集作業時の針刺し事故が発生しています。インスリン自己注射などの在宅医療に係る使用済み注射針は、処方を受けた医療機関（病院・診療所）または薬局に返却してください。

東久留米市薬剤師会では、在宅医療に伴う使用済み注射針の回収事業を行っています。

なお、輸液パックなどについては、衛生処理の観点から燃やせるごみにお出しください。